

国住指第98号

平成21年4月9日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

(株)新輝リフトが設置したエレベーターの緊急点検について

平成21年2月25日（水）に兵庫県姫路市の食品会社の工場に設けたエレベーターにおいて、女性が2階からエレベーターのかご上へ約4m転落し、昇降路壁とかごとのすき間に挟まれ、死亡するという痛ましい事故が起きたことは誠に遺憾です。

当該エレベーターについては、建築確認申請された記録が見つかっておらず、また、これまでの調査で、当該エレベーターにおいて建築基準法に適合しない部分があったことが確認されております。

現在、事故の原因については調査を継続しているところですが、同様の事故防止の観点から、(株)新輝リフトが設置したエレベーターについて緊急点検を実施することとしましたので、下記により建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対して必要な措置を講じてください。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知するようお願いいたします。

記

1. 対象となるエレベーターの特定等

特定行政庁は、別に送付するリストについて、特定行政庁に保存されている確認申請書等との照合等をもとに、緊急点検の対象となるエレベーターを特定すること。

2. 点検の内容

(1) 確認申請書が提出されていないものについて

特定行政庁は、上記1.において、確認申請書を提出すべき事案で同申請書が提出されていないものがあつた場合、当該建築主等に対し安全が確認されるまで当該エレベーターの運行を停止するよう指導を行う等必要な措置を講じた上で、建築基準法（以下、「法」という。）第12条第6項に基づく立入検査を実施し、法に適合しているかどうかについて確認すること。

(2) 確認申請書が提出されてるものについて

特定行政庁は、当該エレベーターの所有者等に対し、法第12条第5項に基づき、速やかに法第12条第3項に基づく定期検査に準じた点検を行い、その結果を特定行政庁に報告するよう求めること。なお、点検は一級建築士若しくは二級建築士又は昇降機検査資格者によって実施されるものとし、点検を実施した者の点検証明（点検結果の記載と記名・押印）及びエレベーターの所有者等の記名、押印を添えて報告するよう求めること。

3. 問題がある場合の措置

(1) 確認申請書が提出されていないものについて

特定行政庁は、上記2.(1)の立入検査の結果について問題があると判断される場合には、是正指導を行い、指導に従わない場合は、法第9条第1項に基づき是正命令を発し、適正な状態に改善させること。

(2) 確認申請書が提出されてるものについて

特定行政庁は、上記2.(2)の点検の結果について問題があると判断される場合には、安全が確保されるまで当該エレベーターの運行を停止させるとともに、必要に応じて、法第9条第1項に基づく是正措置を命ずる等、適正な状態に改善されるよう必要な措置を講ずること。

4. 国土交通省への報告

都道府県におかれては、平成21年4月30日（木）時点の上記2.の点検の実施状況等について貴管内の特定行政庁への報告状況を取りまとめ、平成21年5月9日（金）までに別紙様式により当職まで報告すること。